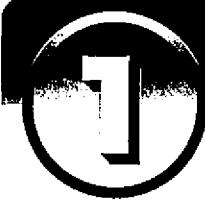


あなたと 家内労働法



東京都産業労働局



家内労働法の対象

●まず始めに、この法律の対象となる「家内労働者」「委託者」「補助者」についてふれておきましょう。

1

家内労働者

通常、自宅を作業場として、メーカーや問屋などの委託者から部品や原材料の提供を受けて、一人で（もしくは家族とともに）、物品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取っている人のことです。

2

補 助 者

家内労働者と一緒に住んでいる家族（親族）で、家内労働者の仕事を手伝っている人のことです。

3

委 託 者

メーカーや問屋などの業者で、部品や原材料などを直接、家内労働者に提供し、物品の製造や加工などを委託している人のことです。

〈参考1〉 家内労働者はやわかり

	注文主は？	仕事は？	原材料は？	収入は？	作業者は？
家内労働者	① 製造・加工業、販売業者、これらの請負業者（複数も可）	② 物品の製造及び加工など	③ 注文主から提供を受ける	④ 物品の加工賃	⑤ 自分自身と同居の家族
家内労働者には該当しません	⑥ 一般の家庭など	⑦ セールス、運送宛て名書き	⑧ 自自分で調達	⑨ 製品の売上げ	⑩ 常に他人を雇用

- （注）・①から⑤のすべてにあてはまれば家内労働者です。
 ・⑥から⑩のいずれか一つに該当すれば、家内労働者ではありません。
 ・大規模な機械設備を有する作業場の場合も家内労働者には該当しません。

〈参考2〉 家内労働者の3類型

専業的家内労働者

家内労働が世帯の本業であり、一人で又は家族と一緒に仕事をし、その収入で生計を立てている人

内職的家内労働者

主たる生計維持者以外の家族（例えば、主婦など）で、世帯の本業とは別に、家計の補助などのため家事の合間に家内労働を行う人

副業的家内労働者

他に本業を持ちながら、本業の合間に、一人で又は家族と一緒に家内労働を行う人

2

家内労働法のきまり (委託者のみなさんへ)

●家内労働法は、委託者にいろいろな義務を定めています。主なものは次のとおりです。ぜひ守っていただきたいと思います。

1

「最低工賃」のきまりがあります

最低工賃額は、最低額の意味ですから、この額を下回る工賃での委託は無効となります。したがって、委託者のみなさんには、この額より低い工賃での委託をすることはできません。もしそういう約束をしたとしても、最低工賃との差額を支払わなくてはなりません。

最低工賃額以上の工賃を支払わない場合は、罰金が科せられます。

東京都では、2006年5月現在、3業種について、最低工賃が決められています。

(①東京都電気機械器具製造業最低工賃、②東京都婦人既製洋服製造業最低工賃、③東京都革靴製造業最低工賃)

2

工賃を支払うときに注意することは

家内労働者は、工賃で生計をたてています。そこで、工賃の支払いが遅れたり、全く支払われなかったりすると、暮らしに困ってしまいます。こういうことのないように、工賃については、現金で全額を支払うことや、納品から1ヶ月以内に支払うことなどが、委託者のみなさんに義務づけられています。

現 金 で

製品や、小切手での支払いはできません。
ただし、家内労働者の同意があれば、次の3つは、さしつかえありません。
ア 郵便為替の交付
イ 銀行などの預金・貯金への振り込み
ウ 郵便為替口座への払い込み、または振り替え

家内労働者は、委託者の指揮監督のもとで働くわけではありません。労働時間や作業方法などは、本人の責任で行われ、しかも複数の委託者と契約することもできます。こういう面からは、「自営業者」的であるといえます。

一方、家内労働者は、委託者から原材料を提供され、他人を使わずに、製造・加工などの仕事をしています。これは、仕事の報酬としての工賃を得るために、経済的には委託者に従属しています。この面からは、「雇用労働者」的であるといえます。

家内労働法は、このような実情から、形式的には自営業者として労働基準法の保護を受けない家内労働者を、雇用労働者に準じるものとして保護しているのです。

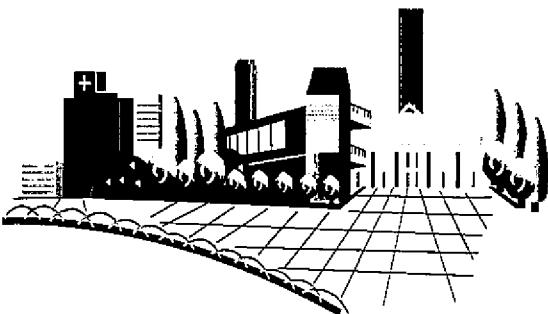
納品から1ヶ月以内に

納められた製品の検査が終わっていないからといって、支払いを先にのばすことはできません。
また、現金払いの3つの例外のときにも、やはり1ヶ月以内に、家内労働者の手元に届いていなければなりません。

全額一括して

たとえば、家内労働者が、必要な機械などを委託者から買ったとしても、代金を工賃から差し引いて支払うことはできません。
また、不良品があって、工賃を減額する場合でも、一度全額支払ってから改めてその額を請求するということになります。

※なお、製品の受け渡しや工賃の支払いは、原則として、家内労働者の仕事場で行うように努めなければなりません。

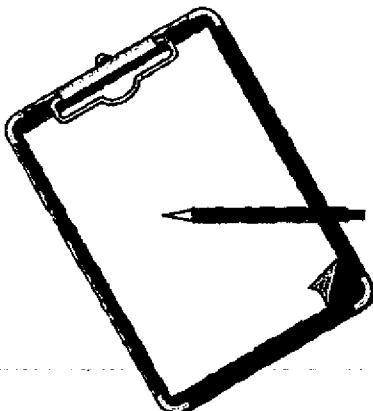


3

家内労働手帳の交付が義務づけられています

委託者のみなさんが、家内労働者に仕事を頼むとき、材料を渡しますが、このとき、もうひとつ忘れてはいけないのが、**家内労働手帳**です。

これは、後になって委託者と家内労働者の間でトラブルが起こるのを防ぐために、工賃などの約束事について、前もって文書で明確にしておくものです。



これらの用紙は2枚複写になっています。
2枚目を家内労働者の方に交付してください。

※必要なことさえ書いてあれば、いつも使っている伝票でもかまいません。

また、課税のための文書ではないので、印紙をはる必要もありません。

東京都では、伝票式の家内労働手帳を作成し、「家内労働相談コーナー」で無料でお配りしています。ご利用下さい。

4

委託の打ち切りの予告について

家内労働者の中には、同じ仕事を長いこと続け、技能を持っている方がたくさんいます。こういう方たちは、急に仕事を打ち切られても、他の仕事に変わることはむずかしく、生活に困ってしまいます。

そのようなことのないよう、継続して仕事を出している委託者が、やむを得ず委託を打ち切らざるを得ないときは、その家内労働者が別の委託者を探すことのできるよう、十分な予告期間をとってください。

5

労働基準監督署への届出が必要です

(1) 委託狀況屆

事業の種類、営業所の名称・所在地、委託している仕事の内容、家内労働者や補助者などの数を、次のように届け出てください。

- ア 初めて委託者になった方は、そのときすぐに
イ 毎年、4月1日現在の状況については、4月30日までに

(2) 家内労働死傷病届

家内労働者又は補助者の方が、仕事を原因とするけがや病気により、4日以上休業したり、又は亡くなられた場合は、届出が必要です。

3

専業的家内労働者のみなさまへ

●②で述べたように、家内労働法は委託者にいろいろな義務を課しています。家内労働法が守られるためには、家内労働者のみなさん自身が法の内容を知って、委託者に働きかけることが大切です。



労災保険特別加入制度について

仕事が原因でケガや病気をしたときのために、国では、労災保険制度をもうけて保険給付を行っています。これは本来、雇用労働者を対象としていますが、特に危険有害な仕事をしている家内労働者も加入できます。万一に備えてぜひ加入しましょう。

(1) 加入できるのは、例えば次のような方です。

- ア プレス機械等を使って、金属・合成樹脂・皮などを加工している方
- イ 有機溶剤、または、それを含んでいる物を使って、履物、鞄などを加工している方

(2) 加入の方法は？

家内労働者の場合は、個人ではなく団体を通じて加入することになります。すでに労災保険関係の成立している「家内労働者の特別加入団体」に加入する方法があります。

(3) 補償給付の内容

家内労働者が、その作業により、ケガをしたり病気になったとき、以下のような給付が受けられます。

- ケガや病気がなおるまで、無料で治療が受けられます。
- 療養のため仕事ができず休業した場合、休業補償給付が受けられます。
- ケガや病気がなおったあと障害が残ったときは、年金や一時金が支給されます。
- 死亡した場合は、遺族に対して、年金や一時金が支給されます。葬祭を行う人に対して、葬祭料が支給されます。



4

内職的家内労働者のみなさんへ

- 内職者も〈参考1〉家内労働者はやわかりの要件を満たしていれば、家内労働者となり、家内労働法が適用されます。

1

内職を始めるときは

内職を始めたいという方は、ほとんどが、仕事はしたいけれど家事や育児で家をあけられないという方です。そこで、内職を始めるにあたって、まず、自分がどのくらいの時間を仕事にあてられるか、考えましょう。それには、家族の理解を得ることも大事です。

次に、内職には、いろいろな仕事があり、主なものは、和裁・洋裁・縫製加工・組み立て・ワープロなどです。仕事によっては、危険・有害なものもあります。また、騒音や悪臭、ゴミなどの出るものもあります。これらのこと注意し、自分のできる仕事を選びましょう。ただし、「短時間で誰にでも簡単にできて、工賃の高い内職」というのはありません。高い工賃をもらうには、根気よく続けて効率を良くし、かつ、技術を身につけることです。

みなさんの製品を買ったり使ったりする人がいます。責任をもって仕事にとりくみましょう。

2

内職グループをつくりませんか

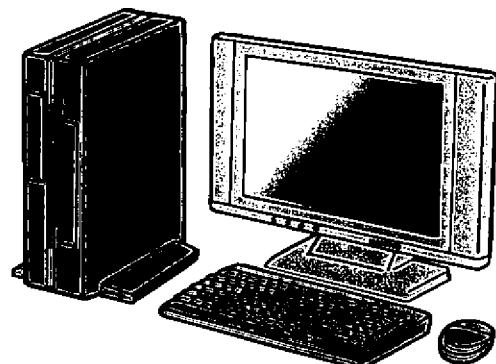
内職は、一人でやるより、グループで行う方が、いろいろ便利です。

- 大量の仕事を引き受けることができ、業者の信頼を高め、条件の良い仕事ができるようになります。
- グループ全体で業者と話し合いをすることにより、工賃などの条件を少しづつでも良くすることができます。
- 少し遠くても、業者が材料や製品を運んでくれるので、手間がはぶけます。
- グループの方が、業者の技術講習などを受けやすくなります。また、仲間どうしで、いろいろな情報の交換もできます。

3

インチキ内職の“落とし穴”に落ちないために

- 高収入すぎるのは要注意。簡単な仕事で高収入というのは、ないと考えてよいでしょう。「成功報酬」というのも、成功する保証がないので、気をつけましょう。
- 費用がかかるものは、よく考えましょう。
- 広告には甘い話ばかり書いてありませんか。
- 仕事の内容・工賃など、条件を最初にはっきりさせましょう。家内労働者である内職者には、家内労働法が適用されます。家内労働手帳をもらいましょう。



内職求人・求職あっせん相談窓口

内職をしたい方、仕事を出したい委託者のご相談に応じます。あっせんも行います。
窓口は23区役所と三鷹市役所です。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
千代田区 財政課まちみらい千代田 産業振興チーム	千代田区神田錦町3-21	03(3233)7558
中央区 福祉保健部福祉センターふれあい作業所	中央区晴海1-4-1	03(3532)1577
港区 財政課勤労者サービス公社管理担当課	港区芝5-18-2	03(3455)6381
新宿区 地域文化部商工観光課	新宿区西新宿6-8-2 区立産業会館(BIZ新宿4階)	03(3344)0702
文京区 区民部経済課勤労者福利係	文京区春日1-16-21 シビックセンター5階	03(5803)1108
台東区 産業部経営支援課地場産業・雇用担当	台東区東上野4-5-6	03(5246)1152
墨田区 地域振興部商工担当生活経済課 消費者・勤労福祉担当	墨田区吾妻橋1-23-20 墨田区役所14階	03(5608)6185
江東区 区民部経済課融資相談係	江東区東陽4-11-28	03(3647)3318
品川区 区民生活事業部産業振興課振興係	品川区西品川1-28-3 中小企業センター2階	03(3787)3047
目黒区 健康福祉部高齢福祉課 いきがい事業係	目黒区上目黒2-19-15	03(5722)9719
大田区 大田区産業振興協会 取引促進チーム	大田区南蒲田1-20-20 産業プラザ2階	03(3733)6109
世田谷区 財政課世田谷区産業振興公社	世田谷区太子堂2-16-17 三軒茶屋分庁舎	03(3411)6604
渋谷区 福祉保健部管理課 庶務係	渋谷区宇田川町1-1	03(3463)1211(内)2252
中野区 中野区勤労者サービスセンター	中野区中野2-13-14	03(3380)6941
杉並区 区民生活部産業振興課産業・就労支援係	杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所西棟10階	03(3312)2111(内)3075
豊島区 文化商工部生活産業課管理係	豊島区東池袋1-20-15	03(5992)7011
北区 赤羽しごとコーナー	北区赤羽南1-13-1 赤羽会館2階	03(3901)3066
荒川区 JOBコーナー町屋	荒川区荒川7-50-9 センターまちや3階	03(3819)7771
板橋区 福祉部管理課 庶務係	板橋区板橋2-66-1	03(3579)2352
練馬区 有限責任中間法人ねりまファミリーパック	練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎4階	03(3993)6600
足立区 足立区就労相談室	足立区千住1-4-1 東京芸術センター8階	03(3882)6436
葛飾区 地域振興部地域振興課 庶務係	葛飾区立石5-13-1	03(5654)8231
江戸川区 ほっとワークえどがわ	江戸川区中央1-4-1	03(5662)0359
三鷹市 生活環境部生活経済課商工労政係	三鷹市野崎1-1-1 第2庁舎 3階	0422(45)1151(内)2544

※内職あっせん・相談については、原則として各区・市在住の方が対象になります。

「インチキ内職」などのトラブルにまきこまれた時の相談窓口

東京都消費生活総合センター(飯田橋)

新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

受付時間:午前9時から午後4時(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)

TEL 03-3235-1155

◀◆家内労働法についての監督や指導の相談窓口◆▶

東京労働局 各労働基準監督署 委託状況届、家内労働死傷病届など、各種届出もこちらへ

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
東京労働局 文京区後楽1-7-22		03(3814)5318	都内全域
中 央 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎12階	03(3511)2162	千代田区、中央区、文京区、伊豆諸島	
上 野 台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎7階	03(3828)6711	台東区	
三 田 港区芝5-35-1 産業安全会館3階	03(3452)5473	港区	
品 川 品川区上大崎3-13-26	03(3443)5742	品川区、目黒区	
大 田 大田区蒲田5-40-3 月村ビル	03(3732)0174	大田区	
渋 谷 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎	03(3780)6527	渋谷区、世田谷区	
新 宿 新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビル4階	03(3361)3949	新宿区、中野区、杉並区	
池 袋 豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎1階	03(3971)1257	板橋区、練馬区、豊島区	
王 子 北区赤羽2-8-5	03(3902)6003	北区	
足 立 足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階	03(3882)1187	足立区、荒川区	
向 島 墨田区東向島4-33-13	03(3614)4141	墨田区、葛飾区	
亀 戸 江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ8階	03(3685)5121	江東区	
江 戸 川 江戸川区船堀2-4-11	03(3675)2125	江戸川区	
八 王 子 八王子市明神町3-8-10	0426(42)5296	八王子市、日野市、稻城市、多摩市	
立 川 立川市錦町4-1-18 立川合同庁舎2階	042(523)4471	立川市、昭島市、府中市、小金井市、 小平市、東村山市、国分寺市、 国立市、武蔵村山市、東大和市	
青 梅 青梅市東青梅2-6-2	0428(22)0285	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、 西多摩郡	
三 鷹 三鷹市下連雀3-2-11	0422(48)1161	武蔵野市、三鷹市、調布市、西東京市、 狛江市、清瀬市、東久留米市	
町 田 町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎2階	042(724)6881	町田市	

◀◆家内労働者・委託者の方のための相談窓口◆▶

東京都家内労働相談コーナー（東京都労働環境課分室）

家内労働相談員が常駐し、工賃に関するトラブル、作業場の環境改善、あんしん共済制度、生活資金融資など、家内労働全般についてのご相談をお受けしています。

また、製靴関係の仕事の情報を提供しています。仕事をお探しの専業的家内労働者の方は、どうぞご利用ください。

なお、東京都のホームページ「TOKYOはたらくネット」<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>でも、仕事の情報提供を行っています。

〒111-0032 台東区浅草5-70-11 川口ビル2階 TEL 03(3871)4555 FAX 03(3871)4550

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
TEL.03(5320)4654(ダイヤルイン)
登録番号(18)9 平成18年(2006年)5月発行



吉紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています